

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：阿部建設株式会社（法人番号7370001006928）
業者の住所：宮城県仙台市青葉区中江2-23-20
2. 指名停止措置期間：令和7年9月18日から令和7年10月17日まで
（1か月）
3. 指名停止措置の範囲：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
4. 事実概要：
上記有資格者の元常務取締役が、令和2年7月に水産加工会社の元代表を含むほか2名と共謀し、不正な手段により補助金の交付を受けていたことに関して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律違反により、令和7年3月25日付けで仙台地方検察庁から起訴された。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内